

## 7期第3回さいたま市消費生活審議会

期 日	令和元年 11月19日(火)
場 所	さいたま市役所 議会棟別館 第6委員会室
会 議 時 間	開会 午前9時58分 ~ 閉会 午前10時52分
出 席 委 員	会長 中村 弘毅 委員 武藤 洋善 亀崎 美苗 豊田 雅裕 伊藤 義夫 飯塚 孝 嶋村 英雄 大山 克己 石田 恒子 柳川 淑子 梅澤 貞雄
欠 席 委 員	委員 宮西 陽子 廣田 美子 久慈美知子 岩崎万智子
日 程	1 開会 2 部長あいさつ 3 議題 (1) さいたま市第3期消費生活基本計画について (2) その他 4 閉会
配 付 資 料	・ 次第・委員名簿 ・ 座席表 ・ 資料1 さいたま市第3期消費生活基本計画について ・ 資料2 審議会において出された意見・指摘事項について
傍 聴 人	なし
会 議 録	別添のとおり
出 席 職 員	市民生活部長 神田 正一 (幹事) 消費生活総合センター副参事 丸屋 美智代 (書記) 消費生活総合センター副参事 塚越 修 消費生活総合センター所長補佐 川上 素子 消費生活総合センター所長補佐 酒井 ひろみ 消費生活総合センター消費生活係主査 荒川 尚志 消費生活総合センター相談支援係主査 古谷 武士

## 7期第3回さいたま市消費生活審議会 会議録

令和元年11月19日（火）

開 議（午前9時58分）

**○荒川主査** 皆様、おはようございます。

本日はお忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、事務局より2点ほどお知らせがございます。本日、消費生活総合センター所長の塚越は、体調不良につき欠席させていただきます。申し訳ございません。先日、資料1「さいたま市第3期消費生活基本計画（骨子案）」について郵送させていただいておりましたが、訂正がございました。新しい資料を本日お配りしております。それでは、ただいまから、7期第3回さいたま市消費生活審議会を開会いたします。

なお、本日は宮西委員さん、廣田委員さん、久慈委員さん、岩崎委員さんより所用がございまして、欠席とのご連絡をいただいております。従いまして、委員15人中11人の出席をいただいております。過半数に達しているため、条例施行規則35条の規定により会議を開催することができますのでご報告いたします。

また、本審議会は、「さいたま市審議会等の会議の公開に関する指針」により原則公開となっており、会議の開催結果および議事録を作成し、各区役所情報公開コーナーにて市民の閲覧に供するとともに、ホームページ上で公開することとなりますので、あらかじめご了解ください。

ここで神田部長からご挨拶を申し上げます。

**○神田部長** みなさま、おはようございます。市民生活部長の神田でございます。本日はご参集いただきまして大変ありがとうございます。第7期第3回さいたま市消費生活審議会の開催にあたりまして、ひとことご挨拶を申し上げます。

委員長をはじめ委員の皆様におかれましては、日頃から本市の消費者行政に対して多大なるご協力をいただき、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。また、各分野で献身的な取り組みを積極的に展開していただいているとともに本市の消費者行政をはじめ広く市政の発展にご尽力をいただいておりますことに感謝と敬意を表する次第でございます。

さて、本市では令和3年4月から始まります、「さいたま市第3期消費生活基本計画」の策定に向け現在準備を進めているところでございますが、前回のこの審議会におきまして諮問書を提出させていただいたところでございます。委員の皆様方には、次期計画が市民の消費生活の安定と向上につながる充実したものになりますようご答申をいただきたいと考えております。今後も引き続き、皆様方のお力添えを賜りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

**○荒川主査** ありがとうございます。続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、「次第」、その裏面に「委員名簿」、それから「座席表」、続いて資料1「さいたま市第3期消費生活基本計画について」、こちらは先に郵送したものをご持参いただきましたが、条例を見やすいように整理したものに变更させていただいております。続いて、資料2「審議会において出された意見・指摘事項について」、また、「さいたま市第2期消費生活基本計画」、こちらに関してもご持参いただいておりますが、本日お持ちで無い方がいらっしゃれば若干ではございますがご用意しておりますのでお知らせいただければと思います。全部で4部でございます。すべてお手元でございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

審議会の会議につきましては、条例施行規則第35条の規定により、会長が「議長の職」を務めることになっておりますので、以後の進行を会長にお願いしたいと存じます。

**○中村弘毅会長** 皆さん、おはようございます。本日は前回諮問のあった「さいたま市第3期消費生活基本計画」について議論をしていくこととなります。これまでの第2期の計画もありましたが、これを踏まえまして、より充実した計画を策定できるように皆様の議論を活発にいただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。事務局、傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

**○荒川主査** 本日はおりません。

**○中村弘毅会長** はい、ありがとうございます。では、最初に議事録の作成に関わる委員の指名を行いたいと思います。これは事務局で議事録を作成しましたら、内容等を確認していただき署名をして承認をしていただくというものです。議事録の作成要領としては、概要を記すこととなっておりますので、調査・審議内容の方向性など対応を把握していただければ良いかと思います。今回は私の他に大山委員さんと柳川委員さんをお願いをしようと思いますが、いかがでしょうか。

**○両委員及び各委員** 承認。

**○中村弘毅会長** 他の委員の方々もよろしいでしょうか。

**○各委員** 賛同。

**○中村弘毅会長** それでは、両委員には審議会を代表して事務局で議事録を作成しましたら、内容等の確認をしていただきまして承認の署名をよろしくお願いいたします。

では早速、議題1の「さいたま市第3期消費生活基本計画」につきまして、事務局に骨子案を作っていただきましたので、まずは説明をお願いいたします。

**○丸屋消費生活総合センター副参事** それでは、次期消費生活基本計画の骨子案についてご説明い

たします。着座にて失礼いたします。まず、次期基本計画ですが、現行の基本計画で位置づけされている消費生活の現状から抽出した課題は、昨今の消費者問題においても必要と思われるので、次期計画にも継承していきたいと考えております。また、令和2年度末に期間が満了する消費生活基本計画と同じく2年度末で期間満了の消費者教育推進計画を一体的に策定し、総合的に推進していきたいと考えております。

それでは、資料1をご覧ください。この資料に沿ってご説明をさせていただきます。1ページ目をご覧ください。「1、計画の目的と位置づけ」につきましては、さいたま市消費生活条例に基づき、市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、市の実施する消費生活に関する施策について総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とし、本市の消費者行政の基本指針となるものです。

「2、計画の全体像」につきましては、まず図の左側をご覧ください。こちらは、さいたま市消費生活条例第2条に規定されている消費者の権利です。この権利の確立を図ることを基本理念としております。次に図の右側をご覧ください。こちらは施策展開する際の4つの基本的方向をお示ししております。続きまして、2ページ目をご覧ください。「3、施策展開の基本的方向」につきましては、4つの基本的方向を踏まえて、さいたま市の各課・センターが取り組んでいる施策を方向別に分けてお示ししております。4ページ目をご覧ください。「4、第2期計画から継承するもの」につきましては、基本計画の目的と施策展開の基本的方向を考えております。「5、計画の進行管理について」につきましては、現計画と同じように毎年度、具体的施策の進捗状況を審議会に報告させていただき、ご審議をお願いいたします。その結果を各課・センターの次年度の具体的施策に反映させます。「6、計画の期間」につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間と考えております。なお、次期計画につきましては、どの施策に関しましても重要との認識で取り組んでまいりたいと考えており、現計画にあります重要施策としては、特に設定をしておりません。以上でございます。

**○中村弘毅会長** ありがとうございます。ただいま、事務局から「さいたま市第3期消費生活基本計画について」説明がありましたが、みなさんからご意見等お願いいたします。なお、お手元にマイクがございますが、発言の際はマイクの下ボタンを押してから発言をしていただきますようお願いいたします。みなさん、いかがでしょうか。

**○豊田雅裕委員** 先ほどのご説明で、冒頭に消費生活基本計画と消費者教育の計画を統合させるというお考えを示されていたわけですが、この骨子案を見ると、第2期計画とパッと見た限りでは特に変更がないように見えるのですが、消費者教育計画を統合しても変更がないというのは、どのようにお考えなのかを教えてくださいたいと思います。

**○川上所長補佐兼係長** はい。では、お答えいたします。まず、最初に経緯についてご説明いたします。国の動きからなのですが、消費者教育の推進のために平成24年12月に消費者教育の推進に係る法律というのが施行されまして、地方自治体、さいたま市におきましては、それを受けまして平成26年4月に第2期消費生活基本計画をお作りしておりますので、この第2期の消費生活基本計画の中に、既に消費者教育の推進というものが含まれております。そのあとに国の方からは、地

方公共団体は努力義務として、消費者教育の推進計画を作成してほしいということを受けまして、さいたま市でも推進計画を平成29年3月に策定し、平成29年4月から施行をしておりますので、もともとの第2期消費生活基本計画の中には、その内容が含まれております。

このたび両方、期間満了が同じということで、今回その内容を元に戻すといえますか、そういう考えで一体化して推進ということを考えております。

また、2冊よりも一体化した方が審議も分かりやすいといえますか、事業間の連携が取りやすいのではないかと考えております。以上でございます。

**○豊田雅裕委員** そうしますと、もともとあった基本計画は第2期の中にも、その要素が含まれていたのですが、第3期計画では消費者教育も含まれた計画になっているけれども、骨子上は特に変化はなくても、計画上のいろいろな施策の展開には支障はないというお考え方でよろしいでしょうか。分かりました。

**○柳川淑子委員** この消費者の権利として、7項目挙がっていますが、これを下支えするという基本的な考えの中に生活環境の保全や高度情報化社会の配慮という考え方なり、文言なりが表れていると良いのではないかと考えました。

**○川上所長補佐兼係長** ありがとうございます。

**○中村弘毅会長** ご意見でよろしいでしょうか。

**○柳川淑子委員** はい。

**○中村弘毅会長** 他に、ご意見よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

**○梅澤貞雄委員** はい。この計画の目的と位置づけというものを作るにあたって、今、市で推進しているSDGsという考え方がございますよね。それとの兼ね合いというのは、どのように見たらよろしいのでしょうか。

**○川上所長補佐兼係長** はい。SDGsの取り組みにつきましては、さいたま市全体で消費生活以外にも取り組んでいくことになっております。消費生活に関しても、もちろん取り組んでいく方向なのですが、各所管部署、各センターで取り組んでいくこととなりますので、こちらではその取り組みの報告を受けて、ご審議いただくような流れになっていくと考えております。

**○梅澤貞雄委員** 続いてよろしいですか。SDGsの17の項目のうち、12番目に生産と消費の問題が出てきますよね。つくる責任・つかう責任という考え方なのですが、このつかう責任というのはSDGsの中の大きな柱だと思うのですが、それをこの中に取り入れていただくことはどうなのかなと思ったのですが。つかう責任を取り入れて欲しいということで。

**○川上所長補佐兼係長** その点につきましては、今この場では即答できないので申し訳ないのですが、この中に入っている以上、取り組んでいく方向になるのではないかと考えております。

**○梅澤貞雄委員** はい。分かりました。

**○中村弘毅会長** 他に、ご意見よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

**○大山克己委員** 事前に送られた資料から削除されているものが1つございまして、2 ページ目の生涯にわたる消費者教育の推進のところで、事前のところでは「若者における消費者教育の推進」というものがありました。今でも成年年齢が引き下げられるということで前回は審議でも議論になったと思いますけれども、ここが消えた理由について、私は非常に重要なことだと思っていますので、お聞かせいただきたいと思います。

**○川上所長補佐兼係長** おっしゃる通りですね、成年年齢引き下げによる若者に対する被害対策や啓発は非常に重要であると考えております。こちらは既に書かれている「学校における消費者教育の充実」ですとか「地域・家庭における消費者教育の推進」の中に若者に対する啓発が含まれておりますので、二重的な意味になってしまうかなということで、最終的に省略させていただいたものではあります。重要なこととして取り組んでまいりたいと考えております。

**○大山克己委員** 学校というと小・中学校、あるいは高校まで入るでしょうか。大学生のところで多くの被害があるということなので、そこも取り入れながら進めていただきたいなと思っています。以上です。

**○飯塚 孝委員** はい、全体的なところをお聞きしたいのですが、骨子の4ページのところに第2計画から継承するものということで、基本計画の目的と施策展開の基本的方向というお話があったのですが、ここの考え方についてなのですが、これが2ページから3ページと続いているところで基本的方向といっているのは、「(1)消費者の安全・安心の確保」という一番左側の所、ここだけを指しているのか、それとも、もう少し右側にいった柱まで含めて継承しているのか、そのあたりがよく分からなかったのですが、どういう作り方をしているのかという意味でお聞きしたいです。

**○川上所長補佐兼係長** 基本的方向といいますと、左側の(1)、(2)、(3)、(4)の文言になります。これから先の①、②、③の右側につきましては、次期計画に先立ちまして各課の方にこれから取り組みたいことなどの照会をかけているのですが、そちらが挙がってきましたところで、①、②、③の整備や訂正などもあるかと考えておりますが、基本的方向としてはこの(1)、(2)、(3)、(4)を考えております。

**○飯塚 孝委員** はい。分かりました。そうすると、これから説明があるのかもしれませんが、2ページから3ページの一番左側の網掛けがされている(1)から(4)、ここは第2期計画と一緒だと。

その右側の柱であったり施策の展開については、当然ながら変わっていくことがあるという理解でよろしいでしょうか。

**○川上所長補佐兼係長** こちら今お示しさせていただいているものは、第2期計画と現在では変わってはおりません。これから各課に照会等をかけておりますので、素案の段階で若干変わってくるかなと考えております。

**○神田部長** はい、ちょっとよろしいですか。整理をさせていただきたいのですが、今回は骨子案ということで、事務局案ということで作らせていただいたもの、表なのですけれども、(1)から(4)、それとそれぞれの項目の柱の部分は2期のものをそのまま骨子案ということで、今回ご提案させていただいておりますので、皆さまのご意見をいただきながら、この辺の柱についても答申という形で4年前、5年前とは時代も随分と変わってきていますので、柱の部分についても修正した方が良く、あるいは追加した方が良く。先ほどの「若者」という文言がなければ、学校の教育現場だけではなくて、学校に通っていない若者の定義というものが、どこまでを「若者」というのか整理しなくてはいけないのですが、そういったご意見をいただきながら全体の枠組みというものを決めていきたいと考えておりますので、ご意見をいただければと思います。不確定な部分ということでご理解をいただければと思います。

**○飯塚 孝委員** はい。ご説明ありがとうございました。そうすると、今ここにご提示いただいたものは、あくまでも(1)から(4)と、その右側の①から書かれているものは、第2期のものをそのまま載せたということなのですね。第3期にあたっては、ここをこれからどうするかということ議論してほしいというお話でよろしいですか。分かりました。ありがとうございます。

**○伊藤義夫委員** 先ほどの大山委員さんのご質問に関連している質問なのですが、2022年4月から成年年齢が引き下げられるということで、今回先にいただいたものの中には「若者における消費者教育の推進」というものが入って、新たな取り組みとして記述されたのだなと私も理解してはいたのですが、先ほどの事務局さんからのご説明のなかで、学校、あるいは地域・家庭のなかに網羅されているというお話だったので、最終的にその肉付けを今後していくという形になると思いますが、この若者への対応といいますか、これは当然本文中でしっかりと記述なりしていただけるという理解でよろしいでしょうか。

**○川上所長補佐兼係長** はい。その通りでございます。

**○伊藤義夫委員** はい。分かりました。ありがとうございます。

**○中村弘毅会長** 他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。

**○柳川淑子委員** はい、細かいところなのですが、3ページの(3)の、右の②に「高齢者等への支援

の強化」、その右側の1番も4番も5番も「高齢者と障害者」と限定しておりますが、これは何か理由があるのでしょうか。

といいますのは、消費生活上の支援が必要な方は、高齢者と障害者に限ったことではないので、一般的には幅広く「等」という言葉を付けて、いろいろな場合に対応していると思っています。ここで「高齢者と障害者」と限定的になっていたのが不思議に思いました。

**○酒井所長補佐兼係長** ありがとうございます。今、委員さんがおっしゃっていた通り、社会的弱者という意味で、高齢者、障害者という方をクローズアップしておりますが、ご指摘いただいたとおり、高齢者・障害者だけではないという意味も含まれております。その辺の文言の整理をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

**○中村弘毅会長** 他にご意見等ございますでしょうか。先ほどご説明いただきましたけれども、2ページ、3ページについては、あくまでも第2期のものを載せていただいておりますが、これを現在の社会情勢に合わせてブラッシュアップしていきましょうということだと思っておりますけれども、今、例えばご意見等ここですぐには出なかったとしても、こういった形で訂正したほうが良いのではないかなど、あるいは追加したほうが良いのではないかなど、そういったご意見がありましたら、みなさんから後日でも結構だと思っております。やはり先ほどの説明であったとおり、前回の第2期が出来たのが平成26年4月ということになっておりますので5年というところ、この世界では昔になってしまうのかなと思います。この5年間の間で、消費者関係法と言いますか、法律についてもたくさん改正があったりしまして、それに応じて被害の中身ですとか、あるいは法律によって保護されているものというものが変わってきていると思っておりますので、そういったものに則した形で消費生活基本計画を作っていかなければいけないのかなと思っております。

そんなところで皆さんからもご意見募集ということをさせていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もし、他にご意見がないようでしたら、まずは皆さんからのご意見について素案を作るにあたっては期限を切った方がよろしいでしょうか。今後、事務局の方で素案を作っていたらどうかと思っておりますけれども、素案を作り始めるタイミングがあると思っておりますので、いつごろまでという時間的な目安等がありますでしょうか。

**○川上所長補佐兼係長** では、12月末までの年内までにいただければ、素案の方に配慮しやすいと、ありがたいと存じます。

**○中村弘毅会長** そうでしたら、様式問わずということで、ご意見については年内の、12月27日（金）までに事務局に届くようにということで、よろしく願いいたします。

それを踏まえて各担当課からもいろいろな施策についての案が出てくると思っておりますので、その辺を取りまとめていただきまして、素案を作っていたらと思っております。よろしく願いします。

それでは続いて、議題(2)のその他ということになりますが、みなさまから何か議題等ございますでしょうか。



**○武藤洋善委員** これは、意見というか今後についてなのですからけれども、本日、第3期の消費生活基本計画の骨子案をいただきまして、5ページ目を見ると今後のスケジュールが記載されておりまして、このスケジュール案を見ると、来年の3月に4回目の審議会が計画されていて、この時には【基本計画 素案について】、続けて5月に入ると、5回目の消費生活審議会【基本計画について】となっていて、恐らくこの辺りのところで、今回の添付資料に付いている第2期消費生活基本計画のようなものが、この来年の3月、5月ぐらいのところで出てくるのだろうと思っています。

今日は、あくまでも基本計画の骨子なので、計画の骨子ということでは、私はこの方向性でよろしいかなと思っていますのですが、これまでの審議会の議論の中では、やはり計画を立てている中でも実際の消費者被害の数がなかなか減らないとか、いろいろ課題が出てきているところだと思います。この第2期の消費生活基本計画の冊子を見ると、具体的などころとしては25ページ目以降に施策の展開がありまして、計画が26ページ目、27ページ目にあって、28ページ目以降で具体的な施策の内容と、ここが恐らく第3期の基本計画を考えていく上にあたって、非常に重要なところになるのかなと思っています。これは私の意見なのですが、今後は3月、5月に審議会が開催されると思うのですが、出来れば資料をあらかじめ審議会の2週間前までにいただくと、内容を見た上で審議会の方には臨んでいきたいと思っていますので、審議会の期日のだいたい2週間前ぐらいに資料をいただけるような形でご準備をいただくと大変助かります。以上です。

**○中村弘毅会長** はい。確かに準備はなかなか大変かもしれませんが、よろしく願いいたします。

**○武藤洋善委員** すみません、あともう一点、これも意見なのですからけれども、先ほど成年年齢引き下げのお話がありましたけれども、この第3期の基本計画が令和3年の4月からということですので、実際に成年年齢引き下げになるのが令和4年（2022年）の4月ですので、まさにこの基本計画を施行していく中で成年年齢の引き下げが実施されるということになりますので、私の個人的な意見としては、具体的な施策の内容として学校における消費者教育というのが第2期の基本計画にも入っていますけれども、さらにそれだけではなくて、特に2022年4月以降に18歳になる若い人たちに向けた教育とか、私が想定しているのは成年年齢の引き下げが施行されると、恐らく18歳、19歳の消費者被害とか消費生活相談とかが恐らく出てくるだろうと思うのですね。そうすると、それに対しての市としての取り組みというものも一般的な消費生活相談に対応するだけではなくて、その18歳で成年になる方、それまで成年とされていない方々が成年になるので、そういった方々に対しての特別な相談枠というようなものも具体的な施策の内容として入れていただくと良いかなと思っていますので、これはひとつの意見として申し上げます。以上です。

**○中村弘毅会長**

ここで議論するような話ではないですけど、なかなか現実にどうするというのは難しいのかなと思っています。例えば今まで18歳、19歳で未成年者だった方が成年になるということで私たちは考えていますけれど、本人たちからすれば何かが変わるわけではなくて、自分がどこで成人になるかラインが変わるだけの話なので、生活管理はたぶん変わらないと思うのですね。そうすると、その方々

に対する特別な保護というか相談窓口といっても、彼らが20歳になった時に行く場所と18歳になった時に行く場所と変わるのかなとその辺のところがあって、どちらかというよりはより一層、高校卒業までの間の消費者教育を充実させるというところなのかなという気がしているのですね。18歳、19歳になって成年になる訳ですけど、被害者層が2歳分だけ増えるということで、相談件数とも増えると思いますから、そういう意味での相談対応の充実というものはより必要だと思うのですが、18歳、19歳の方に対する特別法みたいなものがあるわけではないので、保護の仕方は今までの20歳、21歳の方たちを保護するというのと何か変わりがあるというわけではないと思うのですね。だから市としてより若年層という行政とかに対する意識ということでは、なかなかハードルが高いものがありますから、それに対する保護なのですかね、心のハードルを下げたあげるといような努力が必要なのかなと思うのですが、話がまとまらず申し訳ないのですが、どういう具体的な施策をするかというのは、特別なものというよりは、枠を広げるかたちでの対応をされたらどうかと思いました。

**○石田恆子委員** はい、今の話とちょっと関係するかもしれないのですが、やっぱり時代の推移と変化と一番関係があるのは、iPadとかスマートフォンの利用ではないかと思うのですね。今までパソコンとかという形になっていましたけれど、それからの移行とかそういったものを考えて消費者教育の推進のところの部分とか高齢者等の支援ではなくて普通の一般の人の支援をもう少し強化すべきところではないかと思います。以上です。

**○亀崎美苗委員** はい、今のご発言で、本当に若者の行動様式が変わっていて、キーボードすら触らず携帯で文字入力をする若者たちというようなことを考えますと、その実態を早く吟味というか見ながらということをしごく感じるのですけれども、計画の素案を作っていた時に先ほどの説明の時にも今回重要施策の設定はなしでというお話でしたので、いただいた2期の資料ですと、展開における重点の部分があるのですけれども、そちらは無しという形でというお考えなのでしょうか。

**○川上所長補佐兼係長** ありがとうございます。こちらの審議会の中で審議していただいた上で、重点施策といいますかそういう方向が必要だということであれば、そちらの方も載せていく方向でございますので、ご意見いただければと考えます。

**○梅澤貞雄委員** はい、今の若者に対する問題のひとつなのですが、この資料の2ページ目の(2)の「学校における消費者教育の充実」と書かれています。これはもちろん前回のものなのでしょうけれども、今学校の中で消費者教育というのは、具体的に何時間やっていて、これまで時間を計っているのかも分かりませんが、実は東京都で私の別のグループで、こんなことを調べたことがあるのですけれども、高校生はほとんど実際はやられていないんですよね。教科書の後ろの方には書いてあります。もっと具体的にいうと、ある面では夏以降は、その先の方向が決まっていると、進学にしても何にしても決まっているということになると、この消費者教育を先生方もどのぐらい充実して取り組んでおられるのか、生徒さんもどのぐらい真剣に聞いておられるのか非常に

疑問だったケースがあるのです。具体的にこの辺のことを成年年齢引き下げということに絡めても当然よろしいかと思うのですけれど、学校教育の具体的なことを施策の中に今回は入れられたらどうかというふうに考えます。以上です。

**○川上所長補佐兼係長** ありがとうございます。

**○中村弘毅会長** ありがとうございます。

**○柳川淑子委員** その他ということでお話してもよろしいでしょうか。武藤委員のご意見は非常に大事なことで、これから気を引き締めてかかればいけない問題だと思っています。子どもたちはスマホで有益な情報も得ますが、SNS 等を中心にあくせくの消費者被害も遭っていますが顕在化しにくい傾向があります。ネットを通じて情報を提供することも必要ですが、相談窓口の対応も対面や電話のみでというのは、今後数年先を見据えた時に古い形になってしまうのではと思います。トラブルに遭った子どもたちを作らないことは大事ですが、トラブルに遭った子どもたちがアクセスする先の相談体制も変わっていかないと、具体的にはネットを通じた相談、例えば SNS を利用して相談するなどの形を考えていかなければならないと思っています。インターネットを利用したパーソナルな取り組みも必要なのではないかと、最近とても強く思っています。

**○石田恆子委員** すみません、私が少し感じたのは、第 2 期の基本計画を読んでいて、非常に羅列的でありましたので、第 2 期基本計画まではこうだったけれど今回はこのように変更、強化したみたいな、そういうような文面が少しでもあると、その特色がよく分かるようなものじゃないかなと思いますので、そのような文面を入れていただきたいなと思っております。以上です。

**○川上所長補佐兼係長** ご意見ありがとうございます。

**○武藤洋善委員** 先ほどの梅澤委員のお話と絡めてなのですが、実際にやられているかわからない前提でお話するのですが、先ほど学校教育の中で未成年の方に対する消費者教育を実際にやれる場面があるのだとすれば、学校になるのだろうと思うのですね。先日、私が弁護士会の関係でさいたま市ではないのですが、別の高校に行って消費者教育の講義をやってきて、そのあと学校の先生と少しお話をしたのですけれども、学校の授業の中で、やはり消費者教育についてはやっていないというお話がありました。当日、消費者庁のホームページの社会の扉という若者向けの消費者教育の教科書ではないのですが、全部で 12 ページぐらいの薄い冊子があるのですが、それも持参して「こういうものもあるのですよ。」とお話をしたら、「知りませんでした。」というような実態でして、実際にお話した学校の先生も 2022 年 4 月に成年年齢引き下げが施行されること自体は把握しているのですけれども、それに対する具体的なアプローチの仕方がなかなか浸透していないのかなと、その時にちょっと思ったことでして今後、市としてさいたま市内の学校に対して具体的に消費者教育についてのアンケートをとってみたりとか、そこから市としてどういうアプローチをとって消費者教育を広めていくとか、単純に今まで講座をやりますという案内とか、DVD の貸し出しとか施策

の内容としてあるのだと思うのですけれども、さらにそれを超えて実態を把握した上で具体的なアプローチの仕方とかを検討していけたら良いのかなと思いました。以上です。

**○中村弘毅会長** 他にみなさん何かありますでしょうか。今、ここにきてご意見がたくさん出てきて良かったなと思いますけれど、そういったことも踏まえて今回の計画案を作成いただければ思っております。他に議題といたしますか、お持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

**○古谷主査** すみません。1点事務局の方から、お知らせになります。本日はご意見いただきましてありがとうございます。若者向けの消費者教育というか、これは全世代に渡るのですけれども、やはり消費生活センターの認知度の向上が課題になっております。そういった意味では、若者のスマートフォン、パソコンとかを使って情報を取るといったところでは、今年度、消費生活センターでは15秒と6秒のアニメのCMを作りました。これは平成28年度に若者向けのアニメのDVDを製作したのですが、キャラクターを使いまして15秒と6秒のCMを作りました。こういったもので若者が情報を得られやすいような形で、まずはひとつのきっかけとして作成しまして、今、例えばさいたま新都心駅の改札を出てすぐの所に大画面のモニターがあるのですが、そちらでも放映しております。他にも今後、あらゆる媒体でそういった動画を放映して、若者に消費生活センターを知ってもらおうということで、センターで取り組みを始めているところです。

**○中村弘毅会長** ありがとうございます。他には議題ありませんでしょうか。

**○荒川主査** 事務局より1点、ご報告をさせていただきたいと思います。こちら資料2の方になりますが、「審議会において出された意見・指摘事項について」ご報告をさせていただきます。7期第2回消費生活審議会において、平成30年度消費生活基本計画の実施状況調査及び平成30年度消費者教育推進計画の実施状況調査の取りまとめ結果と内部評価ということを前回審議会の方に報告をさせていただいて、審議会の方で検証をしていただきました。こちらの資料については、審議会において委員さんの方から出たご意見やご指摘事項についてまとめたものになっております。こちらの計画の進行管理においては、審議会での検証結果を庁内連絡会議でフィードバックをして次年度以降の施策に反映させるための改善や見直しというものを検討していくという流れになっております。また、令和元年度消費者教育実施状況調査ですとか、令和元年度消費者問題調査においても、消費生活審議会委員の方からご意見やご指摘事項をいただいております。こちらについてもフィードバックをしていくために取りまとめをしておりますので、この表につきましては、33課所あります庁内連絡会議の委員宛てに資料とともに送付をいたしました。

また最後に、前回審議会時に出されたご意見・ご指摘事項について担当課所に確認をしておきますと前回お話をさせていただいた2施策がございましたので、そちらの方の確認をいたしましたので、口頭にてご報告をさせていただきたいと思います。

6番目の学習指導要領に基づく消費者教育の推進についての「B」評価の意味を教えてくださいというご指摘がございまして、指導1課の方に再度確認をしたところ、資料がなくて申し訳ないのですが、出前講座の利用については数値等評価基準の学校数に対しては満たしてはいなかったの

ですが、実施することが出来たということと、市内全小・中学校では学習指導要領に基づき消費者教育を実施した際に、消費生活センターから提供されたパンフレット等を利用して授業が実施出来たので、消費生活センターとの連携を図りながら消費者教育を実施することが出来たという考えのもと「B」評価としましたとのことでした。

続きまして12番の「生活援助員による要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者等の日常生活に関する必要な支援・指導等」について、事業の方向性が「F」になっておりましたが、理由が分かれば教えていただきたいというご指摘については、高齢福祉課に再度確認をしたところ、検討をした結果、他所管、介護の分野での事業で引き続き実施していくということでしたので、廃止をされたということでした。報告は以上になります。

**○中村弘毅会長** ありがとうございます。これについて何かご質問等ございますでしょうか。

基本的には前回のみなさんからのご質問にお答えいただいた形とご意見等については、3期の基本計画策定にあたって取り込んでいきたいというご趣旨かなと思いますけど、そういったことですかね。

**○荒川主査** はい。ありがとうございます。

**○中村弘毅会長** 今回の方も踏まえて、先ほどの年末までのご意見ということに繋げていただければと思いますので、みなさんも再度、読み返していただければと思います。

もし、他に議題がないようでしたら、これで議事を終了させていただきまして進行を事務局に戻したいと思います。よろしくをお願いします。

**○荒川主査** ありがとうございます。最後に事務局よりご連絡がございます。

まず、議事録への署名の件ですが、事務局で作成しましたらファックスか郵送でお送りし、内容を確認・訂正をしていただき事務局までお送りいただいてから、それに基づき清書したものに署名をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次回の審議会についてですが、来年の3月に開催を予定しております。開催日等については、改めてご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

これを持ちまして、7期第3回消費生活審議会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

散会（10時52分）